特許共同出願契約書

（非独占型：共同研究契約書第20条第１項第３号を選択）

　国立大学法人富山大学（以下「甲」という。）と　　　　　　（以下「乙」という。）は，令和　年　月　日付けで締結した共同研究契約（研究題目「　　　　　　」，以下「研究契約」という。）第16条に基づき，共同して行った発明を特許出願（当該出願の分割出願，これを先の出願とする国内優先権主張出願を含むものとする。）するに当たり，次の各条によって特許共同出願契約（以下「本契約」という。）を締結する。

**（発明の名称及び権利の持分）**

第１条　甲及び乙は，次の発明（以下「本発明」という。）について，特許を受ける権利及びこれに基づき取得した特許権（以下「本特許権等」という。）を共有し，その持分は次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （１） | 発明の名称 |  | |
| （２） | 持　　　分 | 甲：　　％ | 乙：　　％ |
| （３） | 整理番号 | 甲： | 乙： |

**（共有にかかる形態）**

第２条　甲及び乙は，本特許権等の実施について，乙が研究契約第20条第１項第３号を選択し，これを適用することを確認した。

**（出願手続等）**

第３条　本発明の特許出願の手続，登録までの諸手続及び登録された場合の権利の維持保全に関する手続は，乙がこれを行うものとする。ただし，出願審査請求を行うとき，拒絶理由通知を受けたとき又は審判請求を行うとき，その他甲乙協議の上，手続することが適当と認められるときは，乙は，甲と事前に協議するものとする。

２　乙は，第１項における手続の経過をその都度遅滞なく甲に通知しなければならない。

**（外国出願）**

第４条　甲及び乙は，本発明について外国出願を行おうとするときは，その取扱いについて，別途協議の上，定めるものとする。

**（費用の負担）**

第５条　乙は，第３条の手続に要する出願費用，出願審査請求の費用，特許料並びに弁理士等の費用その他本特許権等の登録に至るまでの費用及び本特許権等の維持のための費用を負担する。

**（改良発明）**

第６条　甲及び乙は，本発明の改良若しくは本発明を基にした発明又は考案をなし，これらについて特許出願又は実用新案登録出願しようとするときは，遅滞なくその内容を相手方に通知するものとする。

**（秘密保持）**

第７条　甲及び乙は，本発明が出願公開されるまで，相手方の事前の書面による同意を得ることなく本発明の内容を第三者に開示してはならない。ただし，第三者の公表等により，既に公知となっている情報はこの限りではない。

**（第三者との紛争等）**

第８条　甲及び乙は，本特許権等に関し，第三者から審判又は訴訟を提起された場合は，互いに協力して対処するものとする。

**（権利の放棄）**

第９条　甲及び乙は，本特許権等の持分の全部又は一部を放棄するときは，書面で通知し，その取扱いについて，別途協議の上，決定するものとする。

**（実施契約）**

第10条　甲及び乙は，本発明について実施する場合は，協議の上，別途実施契約を締結するものとする。

**（第三者に対する通常実施権の許諾等）**

第11条　甲及び乙は，本特許権等について，相手方から事前の同意を得た上で，第三者に自己の持分を譲渡し又は通常実施権等を許諾することができる。なお，甲及び乙は，第三者に通常実施権等を許諾した場合は，その許諾者の如何にかかわらず，当該第三者から得られた実施料を第１条の持分に応じて配分する。

**（契約有効期間）**

第12条　本契約の有効期間は，本契約締結日から本発明に基づき取得した特許権の存続期間満了日までとする。ただし，次の各号のいずれかに該当したときは，その該当する日に終了するものとする。

(１)　本発明の特許出願の全てについて拒絶の査定又は審決が確定したとき

(２)　本発明に基づいて取得した特許の無効又は取消の審決が確定したとき

**（協議）**

第13条　本契約に定めのない事項について，これを定める必要があるときは，甲乙協議の上，定めるものとする。

　本契約の締結を証するため，本契約書２通を作成し，甲乙記名押印の上，それぞれ１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　富山県富山市五福３１９０番地

　　　国立大学法人富山大学

　　　分任契約責任者

　　　研究推進部長

乙